

国民健康保険

問合先 国保年金課

平成27年度 国民健康保険料率 賦課限度額が改定されます

国民健康保険制度では、みなさんの医療費を保険料などで負担しています。

今年度はみなさんのご協力により、保険料収納率が上がり、医療費の伸びがゆるやかになったため、保険料率は表のとおりとなり、医療分・後期高齢者支援金分・介護分の合計保険料率は引き下げとなりました。なお、法改正に伴い、賦課限度額の一部は引き上げとなっています。

平成27年度 国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	平成26年中の基準総所得金額に対して	9.5%	2.9%	2.5%
均等割	被保険者1人あたり	27,120円	8,400円	8,880円
平等割	1世帯あたり	20,760円	6,360円	5,040円
賦課限度額		52万円	17万円	10万円

保険料を抑えるためにも、健康維持に気を配り、医療費を大切に使うよう、ご理解ご協力をお願いします。

【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料があわせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。

来年3月までに65歳に到達する場合は、到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

【納付通知書を6月中旬に送付】

特別徴収（年金天引き）
次の対象条件をすべて満たす場合は、原則として世帯主の年金から保険料を天引きします。

対象条件

- 世帯主が国民健康保険加入者で今年度中に75歳に到達しない
- 平成27年4月1日現在、国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の世帯である
- 世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場合は、年金の合計が年額18万円以上でも特別徴収にならないことがあります。また、特別徴収対象でも介護保険料の決定により、特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります。

【普通徴収】

納付書や口座振替で納付します。納期は6月～翌年3月の各月（全10回）です。全納と各期別の納付書（単票式）を納付通知書に同封しています。納付前に全納分か各期分かを確認し、必ず納期限内に納めてください。

□座振替で納付している場合は、指定口座の残高確認をお願いします。

保険料の納付

■便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、口座振替での納付をお願いいたします。□座振替での保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。

また、保険料の還付が発生した場合には、□座への振込で還付します。還付のたびに申請や来庁の必要ありません。

国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、□座振替の手続きができます。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く）

※一部取り扱いきれないカードもありますので、詳しくは問い合わせてください。

■納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や、延滞金をあわせて納めていただくこととなります。

また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押さ

えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。

■納付相談を受け付けています

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、納付の猶予や分割での納付ができます。また、事情により減免される場合もありますので、早めに相談してください。

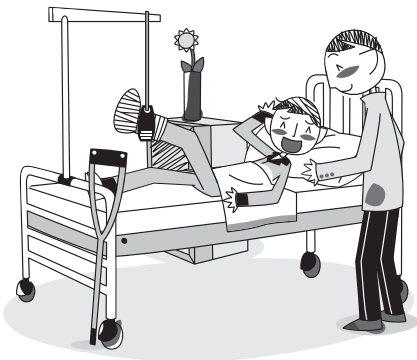
■国民健康保険料が

コンビニで納付できません
バーコード付の納付書であれば、納付書裏面に記載したコンビニエンスストアで、曜日や時間を気にせずに納付することができます。

【次のような納付書は

- 「コンビニで利用できません」
- バーコードが無い
- 金額が訂正されている
- 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない
- 1枚の金額が30万円を超えている

※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用してください。



税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
(☎462-3471)

相続税の相談

相続税法などの改正が行われました。相談は、電話相談センターを利用してください（最寄りの税務署に電話して、自動音声に従って「1」を選択）。

また、申告のための具体的な計算方法など、税務署での面接による個別相談を希望する場合は、事前に電話で面接日時を予約してください（自動音声に従って「2」を選択）。



国民年金の任意加入

問合先 国保年金課

日本に住む20歳以上60歳未満の人（60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く）は、国民年金に加入し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除された期間があるために、満額の老齢基礎年金（平成27年度780,100円）を受けることができない人や、年金を受けるための必要な期間（*）を満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができます。

①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満 ※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く

②60歳未満の老齢（退職）年金の受給権者

③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

④日本国内に住所のある65歳以上70歳未満

⑤海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人

※④⑤については昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢（退職）年金を受けるために必要な期間を満たしていない人に限る

必要なもの 年金手帳（または基礎年金番号通知書）、預貯金通帳と届出印（任意加入時の保険料の納付方法は原則口座振替）

※戸籍簿本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

(*) 必要な期間…保険料を納めた期間と免除（一部免除は納付期間）された期間を合計して原則25年以上

6月5日(金)に市・府民税の納税通知書を送付します

問合先 税務課

納期限までに金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニエンスストア、市役所などで納付してください。（年税額の一括納付もできます）

口座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。（領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください）

【納期限内に納めましょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。必ず期限内に納めてください。

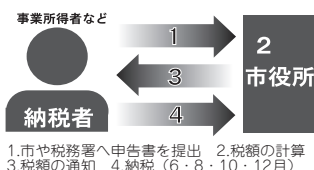
【納め忘れのない口座振替をご利用ください】

新たに口座振替を希望する人は、通知書に同封の申込書を利用してください。（期別納付2期分から利用できます。期限までに申し込んでください）

◆市・府民税の納め方

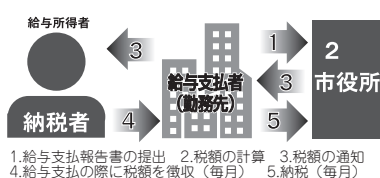
【普通徴収】

事業所得者、年金所得者、会社を退職した人などが金融機関などで納税する方法です。納税通知書により、6・8・10・12月（4回）に分けて納めます。



【給与からの特別徴収】

給与支払者（勤務先）が給与支払時に引き落とした税金を、給与所得者にかわり市に納入する納税方法です。6月～翌年5月の12ヵ月で徴収します。



【公的年金からの特別徴収（引き落とし）】

年金支払者（日本年金機構など）が年金から引き落としとして市へ納入します。

対象 今年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金などの受給者

※老齢基礎年金額が18万円未満の人や特別徴収税額未満の人は対象外

■特別徴収される税額

公的年金に係る所得に対する市・府民税の所得割額および均等割額

※給与所得・事業所得などに係る市・府民税は、引き落とし対象外

■特別徴収の方法

●**今年度（新たに対象となった年度）**…年税額の4分の1ずつを6・8月に納付書で納付し、残りの年税額の3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

●**2年目以降**…2月に引き落としした税額と原則、同じ税額を4・6・8月の年金から引き落とし（仮徴収）します。本年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

■特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、未納分は納付書での納付となります。

【減免制度】

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が難しい人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。

納期限の7日前（今年度1期分からの場合は6月23日(火)）までに申請してください。

※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外です。

個人の市・府民税課税証明書の発行

市役所税務課窓口では6月1日(月)より、コンビニでは6月5日(金)より発行可能となります。

※公的年金受給者・勤務先から給与支払報告書が提出されている給与所得者・確定申告または市・府民税の申告書を提出済みの人以外で、市・府民税が未申告の人は証明書を取得できません。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。コンビニ交付サービスについては市民課へ問い合わせてください。